

東大阪市子ども読書活動推進計画

平成23年3月

東大阪市教育委員会

目次

第1章	はじめに	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	計画策定の背景	1
第2章	子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	2
1	計画の目的	2
2	計画の対象者と期間	2
3	基本の方針	2
第3章	子ども読書活動推進のための方策	3
1	家庭・地域における読書活動の推進	3
(1)	家庭における読書活動の推進	3
(2)	地域における読書活動の推進	3
○	市民プラザ	3
○	保健センター	4
○	青少年センター	4
○	家庭文庫	4
○	留守家庭児童育成クラブ	5
○	地域教育協議会	5
2	保育所等における読書活動の推進	6
○	保育所	6
(1)	本に親しむための機会の提供・充実	6
(2)	読書環境の整備	6
(3)	保護者等への働きかけ	7
○	子育て支援センター	7
(1)	本に親しむための機会の提供・充実	7
3	幼稚園における読書活動の推進	8
(1)	本に親しむための機会の提供・充実	8
(2)	読書環境の整備	8
(3)	保護者等への働きかけ	9
4	学校における読書活動の推進	10
(1)	読書指導の充実	10
(2)	学校図書館の充実	11

(3) 学校図書館のネットワーク化	1 2
(4) 支援の必要がある子どもへの読書活動の推進	1 3
5 図書館における読書活動の推進	1 4
(1) 図書館運営の充実	1 4
(2) 図書館資料の充実	1 5
(3) 支援の必要がある子どもへの読書活動の推進	1 5
(4) 図書館相互の連携と協力体制	1 5
(5) ボランティア団体との連携	1 6
(6) 職員の資質向上	1 6
第4章 子ども読書活動施策の推進に向けて	1 8
1 推進体制の整備	1 8
2 東大阪市子ども読書活動推進会議	1 8
『資料』	2 0
・東大阪市子ども読書活動推進会議設置要綱	2 1
・子どもの読書活動の推進に関する法律	2 3
・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）	2 6



絵本の読み聞かせ（市立花園図書館にて）

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで、欠くことのできないものです。

今日、テレビ、ビデオ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「活字離れ」が指摘されています。

本との出会いは未来との出会いであり、自分との出会いでもあります。

本から感じ取ったものをどう受け止めるのか、保護者や友人と感想を話し合うことで、いろいろな感じ方があることに気づき、相手の感じ方を大切に受け止めることや、人の痛みを思いやることを学びます。

また、自分の感じたことを相手にわかりやすく伝える力を身に付け、みんなと協力して行動する力となります。

さらに、読書に親しむことで多様なものの見方や考え方を身に付け、想像力を養うことは、情報を収集・分析して、問題解決能力を高めることにつながります。

より良い未来社会創造の原動力となるよう、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

2 計画策定の背景

子どもの読書活動を推進し健やかな成長に資することを目的とする「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、この法律の規定に基づき、国において「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、大阪府においても「大阪府子ども読書活動推進計画」が策定され、子どもの読書活動推進への取り組みが進められています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項には、「市町村は『国の策定した基本計画』及び『都道府県の策定した推進計画』を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の進捗状況等を踏まえ、『市町村の推進計画』を策定するよう努めなければならない。」と規定されています。

本市においても、国の「基本計画」及び大阪府の「推進計画」を基本として、「東大阪市子ども読書活動推進計画」を策定し、東大阪市における子どもの読書活動が積極的に推進されるよう努めていきます。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもたちの発達段階に応じた環境の整備を積極的に推進することを計画の目的とし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとします。

2 計画の対象者と期間

この計画の対象者は、おおむね18歳以下の子どもとし、計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3 基本の方針

(1) 読書に親しむ機会の提供

子どもが読書の楽しさや魅力に気づき、自主的に読書を行うためのきっかけづくりとなる読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 読書環境の整備

蔵書の充実、図書コーナーの整備等、読書活動を広げるための環境づくりに努めます。

(3) 関係機関との連携、協力体制の整備

子どもの読書活動に携わる学校、図書館等の関係機関が緊密に連携し、相互協力を図るための体制整備に取り組むとともに、家庭、地域との連携に努めます。

(4) 広報・啓発活動の推進

子どもの読書活動を推進する意義や重要性についての理解と関心を深めるための広報・啓発活動に努めます。

第3章 子ども読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われる必要があります。

家庭内においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなど、子どもに読書習慣を身に付けることができるよう、家庭内の環境を整備することが大切です。

また、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことにより、読書に対する興味や関心を引き出すよう子どもに働きかけていく必要があります。

<主な取り組み>

- ・小学新1年生に配布している「家庭教育の手引書」などを通して家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図ります。
- ・図書館では、親子読書の大切さを伝えるため「お話し会」などを開催し、親子がふれあいながら読書をするきっかけづくりを積極的に進めます。
- ・図書館では、子どもにすすめたい本を展示したり、ホームページなどで紹介をするなど家庭内における読書活動の促進に努めます。

(2) 地域における読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要であり、子どもが読書に親しむ機会を充実させ、読みたい本が自由に選べ、読書ができる環境を整備していく必要があります。

また、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、社会教育施設などが緊密に連携し、相互に協力を図り、取り組みを推進していくことが大切です。

○市民プラザ

市民の地域活動の拠点である7つのリージョンセンター内にある市民プラザでは、図書コーナーを設置しており、図書の閲覧だけでなくビデオコーナーやCDコーナーを兼ね備えるなど施設によって形態はさまざまですが読書環境の整備を推進しています。また、幼児・児童向けの読み聞かせをするなど身近な場所で読書に親しんでいただける機会を提供しています。

<主な取り組み>

- ・市民ボランティアの力を活用し絵本の読み聞かせなどを行い、子どもたちが絵本に親しむ機会の提供に努めます。
- ・読書活動の理解と関心を深めていただくため、図書コーナーの広報や啓発を行い、利用促進と活性化を図ります。

○保健センター

保健センターでは、2か月児を対象とした親子講習会で保育士が絵本の選び方や本の紹介を行っています。また、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」では、絵本のリーフレットやチラシを配布し、親と子が楽しむはじめての絵本を紹介するなど乳児期からの絵本とのかかわりの大切さを伝えています。

<主な取り組み>

- ・親子講習会、こんにちは赤ちゃん事業における子ども読書活動の取り組みを継続実施するとともに、市立図書館との連携を深め絵本に親しむ機会の拡充に努めます。

○青少年センター

放課後における子どもの活動場所である青少年センターでは図書室を開放し、小学校低学年児童を中心に、自由に読書ができる機会を提供しています。

<主な取り組み>

- ・図書室を引き続き開放し、子どもが身近に本に接することができ、本に慣れ親しむ機会の提供に努めます。
- ・子どもの読書について理解と関心を深めるため図書館との連携を図っていきます。

○家庭文庫

家庭文庫では、個人や市民ボランティア団体が自宅や公民分館などの施設を利用して、地域の子どもたちに読書の場所を提供するとともに、本の貸し出しや読み聞かせなどを行い、地域における読書活動を推進しています。

<主な取り組み>

- ・図書館は、家庭文庫と連携を図り、地域における読書活動を推進していきます。
- ・地域において読書活動を推進している家庭文庫に対し、図書の無償貸与などを行い、身近な場所で読みたい本が自由に選べて読書ができる機会を提供していきます。

○留守家庭児童育成クラブ

留守家庭児童育成クラブは、地域の運営委員会により開設・運営され、留守家庭児童の生活の場であるクラブ室には、常に児童書が設置してあり、本に親しむ機会を提供しています。

<主な取り組み>

- ・魅力的な子どもの本の充実に努め、本との楽しい出会いの場を提供していただけるよう支援していきます。
- ・子どもの読書について理解と関心を深めるため図書館との連携を図っていただけるよう支援していきます。
- ・指導者に対して、読み聞かせなど読書活動推進のための研修会を実施し、読書習慣を身に付けることの大切さを伝えます。

○地域教育協議会

市内の中学校区に設置されている地域教育協議会（学校関係者・PTA・自治会・青少年育成団体等の地域教育関係者で構成）では、学習支援の一環として中学校区内における幼稚園や小学校の一部で地域ボランティアの協力のもと、園児や児童に読み聞かせなどを実施しています。

<主な取り組み>

- ・読み聞かせなどを実施していない地域教育協議会に、子どもの読書の大切さを伝え、活動の一部としていただけるよう働きかけていきます。

2 保育所等における読書活動の推進

○保育所

(1) 本に親しむための機会の提供・充実

乳幼児期から読書の楽しさに出会えることは、読書習慣を身に付けるために大変重要です。

保育所においては、日常保育の中で読み聞かせや紙芝居など、子どもたちが絵本や物語に親しむための活動を積極的に行っています。

乳児期より身近な存在である保育士や保護者に読んでもらうことで、絵本に親しみを持つことができ、喜びを与えてくれるものとなっていきます。

幼児期になると物語を楽しむことができるようになります。そのため、お話しや読み聞かせに十分な時間が必要です。また、落ち着いて絵本の世界を楽しむためには図書室などの特別な場所が必要になってきます。子ども自身の好奇心の広がりに合わせて豊かな図書資料を整備するなど、子どもたちが読書の楽しさを発見できるような取り組みに努めます。

<主な取り組み>

- ・絵本の読み聞かせや紙芝居を積極的に行うなど、子どもたちが絵本や物語に親しむ機会の提供に努めます。
- ・保育士が、絵本の読み聞かせやお話しの大切さを共有できる学習会などを行います。
- ・絵本を題材にして、絵本の中の言葉遊びを子どもたちと楽しみ、絵本の世界を共有し、絵本の楽しさに触れる機会をつくります。

(2) 読書環境の整備

保育所では、日頃から保育の中で読み聞かせを行い、図書コーナーを設置して子どもが自由に絵本に触れることができる環境づくりに取り組んでいます。また、保護者に対しては絵本の紹介をし、貸し出しを行っています。

図書資料の充実を図るとともに、図書コーナーの設置場所に配慮し、本のある生活の場を自然につくり、子どもが自由に絵本に触れることができる環境の整備を進めます。

<主な取り組み>

- ・図書コーナーを充実し、子どもたちが自由に絵本に触れることができるように努めます。
- ・図書コーナーの配置を工夫するなど、親子で絵本が楽しめるような機会を提供していきます。

(3) 保護者等への働きかけ

読書離れの原因の一つに、乳幼児期からの子どもの関心を読書に向かわせる動機付けが極めて乏しいことがあげられます。

保護者をはじめ周囲の大人は、読書体験が子どもの豊かな人格の形成に大きな役割を果たすことを改めて認識する必要があります。その上で、物語に触れる楽しみを読み聞かせや体験談によって子どもに伝えると同時に、保護者自身が読書に親しむことが重要です。

保護者等に対しては家庭で子どもと一緒に絵本を読むことや、読み聞かせを行うことの大切さを伝えるとともに、絵本の紹介や読み聞かせ方法についてのアドバイスを行うなど、継続的な親子の読書活動の推進に取り組んでもらえるように働きかけます。

<主な取り組み>

- ・保護者にも実際に絵本に触れてもらい、絵本の楽しさや親子読書の重要性を伝え、親子読書をはじめのきっかけづくりに努めます。
- ・絵本の貸し出しを行い、家庭で子どもと一緒に絵本を読んだり、読み聞かせができるよう働きかけていきます。

○子育て支援センター

(1) 本に親しむための機会の提供・充実

乳幼児期から読書の楽しさに出会えることは、読書習慣を身に付けるために大変重要です。

子育て支援センターにおいては、読み聞かせ講座や図書の貸し出しなど、子どもたちが絵本や物語に親しむための活動を積極的に行っています。

また、子ども自身の好奇心の広がりに合わせて豊かな図書資料の整備が必要です。

<主な取り組み>

- ・読み聞かせ講座や図書の貸し出しを積極的に行うなど、子どもたちが絵本や物語に親しむ機会の提供と図書資料の整備に努めます。

3 幼稚園における読書活動の推進

(1) 本に親しむための機会の提供・充実

幼児期における読書は、ひとりで黙々と読むというイメージよりも、むしろ教職員や保護者、兄・姉などの年長者と一緒に読む場面が多いものです。読み聞かせや紙芝居といったスタイルがそれです。そこには人の「和」があり、スキンシップが生まれ、表情や動作を伴う「温かみ」のある読書活動が展開されます。

幼稚園で行われる読書活動は、園児にとって大きな「楽しみ」の一つで、多くが「遊び」の一部ととらえていることによります。成長するにつれて、必要に迫られて行う読書も多くなってきますが、幼児期では読書は純粋に「楽しみ」の対象とすることも必要な要素となります。

幼稚園では朝や降園前、活動の合間など園ごとのカリキュラムに沿って読み聞かせが行われています。

<主な取り組み>

- ・絵本の読み聞かせや紙芝居など、読書の楽しみを伝える機会を積極的に提供します。
- ・季節や行事など年間の流れに応じた読書活動を企画し、計画的に実施します。
- ・絵本室(コーナー)を設け、園児が随時利用できるようにします。
- ・保護者への本の貸し出しを行い、幼稚園での読書活動が家庭の読書活動につながるようにします。

(2) 読書環境の整備

幼稚園にはたくさん絵本があります。絵本一冊一冊の鮮やかな色合いなどは、子どもたちにとって楽しい空間を演出してくれます。そこで子どもたちは、ひとりでじっくり本を読んだり、仲間と一緒に車座になって言葉を交わしたりしながら本を楽しみます。このような機会や場所を幼稚園では確保するとともに、年長者とともに複数で、安心して本が読める読書環境づくりを目指します。

<主な取り組み>

- ・絵本や紙芝居など蔵書の充実に努めます。
- ・園児が自由に本に触れることができる場所づくりに努めます。
- ・園児が興味・関心を示すような本の整理・管理に努めます。
- ・保護者と園児と一緒に本に親しめるような場所と時間の提供に努めます。
- ・園児のニーズを把握し、的確な読書指導ができるように教職員の読書指導力向上を目的とした研修を実施します。

(3) 保護者等への働きかけ

子どもたちの読書離れの原因の一つに、大人の読書離れが指摘されています。家庭で保護者が本に親しむ姿は文字を読む力を身につけていない子どもにとっては憧れであり、絵本などを読んであげる時間は家族の温もりそのものといえます。このような場面が減少傾向にあるため、保護者へ読書活動の意義や効用を積極的に伝える必要が生じています。

<主な取り組み>

- ・保護者への通信文などで、読書活動の効用について周知に努めます。
- ・保護者会での研修、クラス懇談会、参観日などを利用して読み聞かせ会を開くなど保護者が具体的に読み聞かせの方法などを知る機会を作ります。
- ・公共図書館からの各種案内を保護者に積極的に周知します。

4 学校における読書活動の推進

(1) 読書指導の充実

義務教育年齢における読書は、様々な人間感情を味わったり新しい知識を得たりする「楽しみ」だけでなく、「一人ひとりが生きていく上での必要性」を加えたものへと変化していきます。

現在、小中学校では、全校で「朝の読書(※1)」活動が行われています。週あたりの実施日数は学校によって異なりますが、「児童生徒の様子が落ち着いてきた」「漢字が読めるようになった」「長い文章を読むことが苦痛でなくなった」など、その効果は目に見える形で現れてきました。今後も市として「朝の読書」を推奨していくとともに、保護者や地域と連携し、家庭での読書活動に結びつけていくため、様々な機会を捉えた読書指導を実施していきます。

<主な取り組み>

- ・「朝の読書」活動を継続します。
- ・様々な教科の授業や教育活動の場面で、その専門性を活かした図書紹介を行います。
- ・ブックトーク(※2)や図書通信など、創意工夫のある本の紹介を行います。
- ・学校での読書が家庭での読書につながる取り組み(「家読(※3)」など)の紹介を行い、家庭での読書活動を活性化するための支援をします。
- ・外部人材を活用し、多くの大人が児童生徒の読書活動をサポートできるシステム作りに努めます。

※1 朝の読書

通称、朝読(あさどく)と呼び、ホームルームや授業の始まる前に10分間程度、自分の好きな本を黙って読みましょうという運動のこと。

※2 ブックトーク

本の面白さを伝え、聞き手に「その本が読みたい!」という意欲を起こさせることを目的とし、特定のテーマに関連した数冊の本のあらすじや特徴を簡潔に紹介すること。

※3 家読(うちどく)

「家庭での読書」の略で、学校で行われている「朝の読書」を通して読書が習慣化し、読書の楽しさを知った子どもたちを手本にして、さらに家庭で家族みんなが本を読むことを提唱し、家族の絆を強めることも目的とする運動のこと。

(2) 学校図書館の充実

「知識基盤社会(※1)」といわれる現代において、学校図書館は単に本がたくさんあって、貸し借りが行われるだけの場所という位置づけでは不十分といえます。学習指導要領(※2)が求める思考力・判断力・表現力を育み「生きる力」を培うためにも、司書教諭(※3)が児童生徒の自ら学ぶための支援者となる必要があります。司書教諭が活躍できるシステムの整備や、幅広いニーズに応えるための多様かつ十分な蔵書が必要であります。

学校図書館に求められていることは、本以外にも映像や音声、模型など多様なメディア情報を管理していることです。これらを児童生徒が積極的に活用し、生涯を通じて「自ら学ぶ」力や習慣の基礎を培う場であるためには「学習・情報センター」としての機能を充実させていくことが必要となります。

これに並行して求められるのが、多様なメディア情報を児童生徒が自らの学習に活かすことのできる「情報リテラシー(※4)」の向上です。膨大な情報の中から必要な情報を選択する力は、適切な指導によって身に付くものであり、そのための役割を学校司書(※5)や司書教諭が担っています。

学校図書館は「学習・情報センター」といった「学び」の場としての役割以外にも、児童生徒が安らぎを求めて集える場であることが望まれます。好きな本を読んで、自分の好きな世界にゆったりと浸ることも今の児童生徒には必要なことです。また、子どもたちの「知りたい」という思いを聞いて相談に応じてくれる学校司書や司書教諭がいることはとても大切なことです。

こういった効果を十分発揮させるためにも、物的・人的両側面の充実が必要となります。

<主な取り組み>

- ・学校図書館が必要とする多様なメディアの充実・整理に努めます。
- ・大量のメディアからスムーズに必要な資料を見つけられるシステム作りを目指します。
- ・司書教諭が学校図書館の運営に十分に携われるような組織作りを目指します。
- ・学校図書館を運営する能力の向上を目的とした担当者向けの研修を実施します。
- ・児童生徒の「情報リテラシー」を向上させるための指導を、各教科で実施します。
- ・児童生徒がリラックスできる場となるよう、環境づくりに努めます。
- ・地域や学校固有の資料の収集・保存・管理を行います。

※1 知識基盤社会

平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義している。

【次ページに続く】

(3) 学校図書館のネットワーク化

学校によっては十分なスペースが確保されていない学校図書館もあり、このような学校では、必要に応じて図書を取り寄せられる体制を構築することにより状況の改善につながります。また、同一の図書や資料の利用時期には偏ることもあり、これも必要に応じて公共図書館や近隣校から借りることにより必要数を満たすことが可能となります。現在、小学校間で 50 冊程度の図書交換を年 2 回実施していますが、将来的にはさらに大きなパイプに成長させ、学校間だけでなく公共図書館を含めたネットワークに発展させていく必要があります。

また、本などの物的交流に加え、公共図書館職員から読書活動に関する様々なことがらを教職員が学ぶことも有効であるため、公共図書館との交流の推進に努めます。

<主な取り組み>

- ・全小中学校において、コンピュータなどによる蔵書管理を進めます。
- ・学校図書館と市内公共図書館がネットワークで結ばれるように努めます。
- ・学校図書館と公共図書館の間で、研修などによる積極的な人的交流を行います。
- ・学校間や公共図書館との間で本や資料などの相互利用が可能となるよう、運搬システムについての検討を加えます。

※2 学習指導要領

全国的に一定の教育水準を確保するために、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を告示として定めているもの。

※3 司書教諭

学校図書館における、図書資料の整理、貸出し、読書指導、授業での有効な図書活用の提案等の業務を行う教諭で、学校図書館法の規定で 12 学級以上の学校には司書教諭の配置が義務付けられている。

※4 情報リテラシー

情報化社会でコンピュータなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力のこと。

※5 学校司書

学校図書館法により小学校等に設置される学校図書館において司書にあたる業務を行う職員のこと。図書資料の整理、貸出し、読書指導等の業務を行う職員で、司書教諭を補佐する役目を担っている。

(4) 支援の必要がある子どもへの読書活動の推進

支援を必要とする子どもが、豊かな読書活動を体験できるよう、様々な状況に応じた支援が可能となる環境づくりが必要です。このため有効な実践事例の収集と発信に努め、すべての児童生徒が読書活動に親しめることを目指します。

<主な取り組み>

- ・子どもに応じた読書指導の研究を推奨し、優れた実践などの情報交流を行います。
- ・様々な状況に対応できる読書環境づくりに努めます。
- ・特別支援の視点から、読書活動を支える新たな情報を積極的に収集するとともに、必要な学校に対して速やかな情報提供を行います。

5 図書館における読書活動の推進

(1) 図書館運営の充実

子どもが読書と出会い、読書の楽しさを知り、豊かな読書経験を持つことは人として成長していく上でとても大切なことです。そのためにも、本にふれあう機会や読書のきっかけづくりになるような催しや行事などを通し読書を習慣として身につけていくことが必要です。図書館では、子どもの多様な興味や関心に応えるため、子どもに薦めたい図書の展示や読み聞かせ、お話し会を実施するなど、子どもたちが読書の喜びと魅力を発見できるような取り組みを推進しています。

乳幼児期からの読書の大切さについても、保護者に理解していただくことが大切です。図書館では、市民ボランティア団体と連携し、絵本の読み聞かせをするなど、子どもと本とが出会える楽しい機会の提供に努めています。

子どもの読書活動の機会に関する情報の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たすものです。図書館においても、パソコンや携帯電話によるインターネット蔵書検索（平成19年10月から実施）や資料予約サービス（平成22年6月から実施）を導入するなど、インターネットを活用した情報の提供に努めています。

さらに、市政だよりやポスターによる図書館情報の提供など、子どもたちにとって図書館が身近に感じられるよう啓発広報を推進しています。

また、図書館から遠距離に住む子どもたちについても、移動図書館（※1）による図書の貸し出しサービスを行うなど、より多くの子どもが読書に親しむ機会の充実に努めています。

<主な取り組み>

- ・子ども向けの催し、行事の充実に努めます。
- ・市立図書館のホームページ「子どものページ」の内容を充実するなど、子どもが読書に興味を持ち、親しみのある図書館になるよう広報活動を推進していきます。
- ・市民ボランティア団体や関係機関との連携を図り、乳幼児健康診査時に絵本の読み聞かせを行うなど、ブックスタート（※2）運動の主旨にそった本市独自の体制を整備していきます。

※1 移動図書館

書籍などの資料を自動車に載せ、図書館を利用しにくい地域の人のために、各地を巡回し図書館サービスを提供する移動式図書館。

※2 ブックスタート

1992年に英国ではじまったもので、乳幼児健康診査などの機会を利用し、乳児に絵本を開く楽しい体験とともに絵本などをプレゼントする活動。

(2) 図書館資料の充実

図書館では、子どもが読みたい本を豊富に設置し、自由に選び、読むことができる、子どもと本とが出会える楽しい機会を提供しています。また、図書館職員が、子どもたちの知りたいことに応えてくれる本を探し出す手助けもしています。そして、乳幼児期からの読書の大切さを保護者に理解していただくため、子どもとともに楽しめる絵本を紹介するほか、子どもの発達段階に応じた児童書の充実にも努めています。

<主な取り組み>

- ・子どもたちの様々な興味や関心に応えられる図書資料の充実を図っていきます。
- ・たくさんある図書の中から、読みたい本を容易に探し出せるような図書の配置に努めます。
- ・新しく図書館に入った本の情報を記載したブックリストを発行するなど情報提供に努めていきます。

(3) 支援の必要がある子どもへの読書活動の推進

すべての子どもが読書と出会い、読書の楽しさを知り、平等に読書のできる環境を整備することが必要です。図書に対する子どもの関心に応え、支援するため、図書館に関わる各種団体・グループとの連携を深め、ネットワークを拡充することが大切であり、すべての子どもが平等に読書のできる環境を整備していきます。

また、移動図書館や地域にある図書設置施設などと連携を図り、広域にわたる図書館サービスを展開することにより、多くの子どもに読書を楽しむ機会を提供できるよう読書環境の整備を進めていきます。

<主な取り組み>

- ・すべての子どもに、読書の楽しさを知ってもらえるような機会を提供していきます。
- ・施設整備面での配慮や点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料などの充実に努めていきます。

(4) 図書館相互の連携と協力体制

地域における子どもの読書環境を整備する上で、学校図書館をはじめとした市内にある図書設置施設と情報交換をすることは非常に大切なことであり、協力体制の整備を進めることが必要です。また、子どもたちが必要とする資料や情報は、多種多様になっており、単独では要求に応えられないこともあるため、図書館を中心とした支援体制を整備し、図書の団体貸し出しなどの取り組みを

促していく必要があります。

図書館では、大阪市・大東市・八尾市・柏原市と相互協定を結び、図書の貸借をはじめとする連携や情報交換などを行い、広域にわたる読書環境の整備にも努めています。

<主な取り組み>

- ・図書の相互貸借に関する図書館間の協力体制を強化していきます。
- ・図書館と図書配置施設との連携やネットワーク化を図ります。

(5) ボランティア団体との連携

地域における子どもの読書活動を推進していく上で、子どもと本を結ぶ読書ボランティアの存在は非常に重要な役割を担っています。地域で自主的な読書活動をしているボランティア団体や民間事業者などの活動を支援するとともに、ボランティアの養成と確保に努める必要があります。市内には、地域の子どもたちを対象に絵本の貸し出しや絵本の読み聞かせなどを行う市民ボランティア団体、家庭文庫などがあります。

図書館では、これらの団体に対して図書の特別貸し出しや図書館と協働でボランティア養成講座を実施するなど活動支援を行っています。

<主な取り組み>

- ・図書館と家庭文庫等各種ボランティア団体との協力体制を強化していきます。
- ・図書館職員とボランティアとの協働事業を実施し、地域における読書活動を推進していきます。
- ・市民ボランティア団体などと連携し、ボランティア養成講座を実施するなど技量の向上を図ります。

(6) 職員の資質向上

司書※1をはじめとする図書館職員は、子どもたちから読みたい本の相談を受けたり、子どもが本を探しているときなどの機会を利用して、読書の大切さや楽しさを伝えることで読書活動の推進を図ります。

子どもの読書活動に関わる司書には、図書に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識などが求められます。このため、図書の選書、資料の提供についての協議や

※1 司書

図書館で専門的職務に従事する職員で、図書館法に規定される一定の資格を有し、図書の収集・整理・保管及び閲覧などに関する業務を担当する。

研究、専門的な知識や技術を習得することができる研修や講習会への参加など、資質の向上に努める必要があります。

また、図書館事務職員についても、子どものよき相談相手となれるよう、研修などを通して資質の向上を図る必要があります。

<主な取り組み>

- 職員相互による図書の選書、資料の提供についての協議や研究に努めます。
- 新しい専門知識や技術の習得のため、各種講習会などへの参加に努めます。
- 全図書館職員を対象とした職員の資質向上を図るための研修を実施します。

第4章 子ども読書活動施策の推進に向けて

1 推進体制の整備

子どもの読書活動を着実に推進するには施策の進行管理が不可欠であり、この進行管理を担う推進体制として、子どもの読書活動にかかわる関係部局の課長等を委員とする「東大阪市子ども読書活動推進会議」を設置(平成22年9月10日)しました。

2 東大阪市子ども読書活動推進会議

東大阪市子ども読書活動推進会議では、本推進計画の進捗状況を確認し、評価するとともに、必要に応じて施策の再検討や調整を行います。また、計画推進のため関係部局と連携し、協力体制の強化に努めるものとします。

関係部局においては、本推進計画に基づく事業展開に際して「市政だより」「ホームページ」などによる広報に努めるものとし、また、それぞれの立場でかかわっている市民ボランティア団体などとの交流、連携を深めることにより子どもの読書活動を推進します。

『資料』

東大阪市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図ることを目的に、東大阪市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東大阪市子ども読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) 子ども読書活動の施策に関すること
- (3) その他子ども読書活動推進のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が召集し、主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会社会教育部図書館総務室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

別表

「市長部局」
市民生活部地域振興室次長のうち地域振興室長が指定する者
健康福祉局福祉部保育課長
健康福祉局健康部健康づくり課長
「教育委員会事務局」
学校教育推進室次長のうち学校教育推進室長が指定する者
社会教育部社会教育課長
社会教育部図書館総務室長

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 公布・施行

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

平成14年8月

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第2項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本の方針	2
1	子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実	2
2	家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進	2
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	3
第3章	子どもの読書活動の推進のための方策	3
1	家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	3
(1)	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
ア	家庭における子どもの読書活動の推進	3
①	子どもの読書活動の推進における家庭の役割	3
②	家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進	3
イ	図書館における子どもの読書活動の推進	4
①	子どもの読書活動の推進における図書館の役割	4
②	図書館における子どもの読書活動の推進のための取組	4
ウ	児童館における子どもの読書活動の推進	5
エ	民間団体の活動に対する支援	5
①	子どもの読書活動の推進における民間団体の活動の役割	5
②	民間団体の活動に対する支援	6
(2)	学校等における子どもの読書活動の推進	6
ア	子どもの読書活動の推進における学校の役割	6
イ	児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	6
ウ	家庭・地域との連携による読書活動の推進	7
エ	学校関係者の意識高揚	7
オ	障害のある子どもの読書活動の推進	7
カ	幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進	7
2	子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件	

の整備・充実	8
(1) 地域における子どもの読書環境の整備	8
(2) 公立図書館の整備・充実	9
ア 図書資料の整備	9
イ 設備等の整備・充実	9
① 移動図書館車の整備	9
② 図書館の情報化	9
③ 児童室等の整備	10
ウ 司書の研修等の充実	10
① 司書の養成と適切な配置	10
② 司書の研修の充実	10
エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件 の整備・充実	10
(3) 学校図書館等の整備・充実	11
ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割	11
イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件 の整備・充実	11
① 学校図書館図書整備5か年計画	11
② 学校図書館施設・設備の整備・充実	12
③ 学校図書館の情報化	12
④ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	13
i 司書教諭の配置	13
ii 学校図書館担当事務職員の配置	13
iii 教職員間の連携	14
iv 外部人材による学校図書館活動の支援	14
⑤ 学校図書館の開放	14
ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫	15
3 図書館間協力等の推進	15
(1) 図書館間等の連携・協力	15
(2) 図書館と大学図書館の連携・協力	15
(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力	16

4 啓発広報等	16
(1) 啓発広報の推進	16
ア 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進	16
イ 各種情報の収集・提供	16
(2) 優れた取組の奨励	17
(3) 優良な図書の普及	17
第4章 方策の効果的な推進に必要な事項	17
1 推進体制等	17
(1) 推進体制	17
(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備	18
(3) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備	18
(4) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援	18
2 財政上の措置	18

第1章 はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている。

平成13年5月に行われた調査によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で6.2冊、中学校で2.1冊、高等学校で1.1冊、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で10.5%、中学校で43.7%、高等学校で67.0%となっている。また、平成12年に行われた経済協力開発機構（OECD）生徒の学習到達度調査によれば、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒は、OECD平均では31.7%であるが、日本では55%となっており、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」と答えた生徒は、OECD平均では12.6%であるが、日本では22%となっている。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、また、平成12年1月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館した。さらに、同年12月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言された。このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

本計画は、同法第8条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機

会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。

なお、本計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものである。

第2章 基本的方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

ア 家庭における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

② 家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進

- i 図書館における親等を対象とした講座はもちろん、市町村が実施する、妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭

教育に関する講座や、子育て支援の一環として公民館等において行う、読み聞かせなどの親子が触れ合う機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図る。

- ii 乳幼児や小学生等を持つ親に配布する「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図る。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ。）は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所である。

また、図書館は、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

② 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

- i 公立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）において、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）に基づき、
 - 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること

- 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス（利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務）等に努めること
 - 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進すること
 - 希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めること
- などの取組が一層推進されるよう促していく。

ii 公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読書活動を推進する取組の充実に努める。

ウ 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっている。このため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

エ 民間団体の活動に対する支援

① 子どもの読書活動の推進における民間団体の活動の役割

民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、約 5,000 の自発的に組織するグループにより、草の根

的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

② 民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため、「子どもゆめ基金」による助成を行うなど、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講じることが期待される。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

例えば、学習指導要領においては、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどを目標としている。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしている。

イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。このため、既に 8,000 校を超える学校で実践されている「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させる。また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなど各学校が目標を設定

することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

また、児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭・地域と連携して子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進する取組を促進するとともに、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていく。

エ 学校関係者の意識高揚

子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図っていく。

オ 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害のある子どもの読書活動支援について、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により推進を図る。また、盲学校点字情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を促進する。

カ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

① 幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本

や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。あわせて、幼稚園・保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する。

② 幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

③ 異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要である。

ア 図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されている。公立図書館を設置する市町村の割合は、市（区）で 96.5 %、町村で 36.1 %となっている（平成 11 年度文部科学省社会教育調査）。したがって、公立図書館が未設置の市町村については、その設置について積極的な検討が行われることが望まれる。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においては、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

そこで、都道府県が未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めるとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。

イ また、既に公立図書館の整備が行われている市町村に対しても、地域の実情に応じて、分館や移動図書館車の整備、公民館図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の整備に努める。

ウ さらに、子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことが重要であり、その積極的な推進を促していく。

(2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進する。

ア 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書等資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう努める。

イ 設備等の整備・充実

① 移動図書館車の整備

移動図書館車によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、公立図書館における移動図書館車の整備を推進する。

② 図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出し情報やお話し会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たす。利用者が利用できるコンピュータの設置状況は、都道府県立図書館で 77.0 %、市町村立図書

館で 46.4 %となっている。また、インターネット接続コンピュータの利用者への開放状況は、都道府県立図書館で 59.0 %、市町村立図書館で 24.6 %となっている（いずれも平成 13 年 5 月文部科学省調べ）。

このため、インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進する。

③ 児童室等の整備

図書館の中で児童室を置いているのは、60.6 %である（平成 11 年度文部科学省社会教育調査）。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、児童室や児童コーナーなど子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等を促していく。

ウ 司書の研修等の充実

① 司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。

このため、その養成を進めるとともに、司書の重要性についての地方公共団体の認識を深め、司書の適切な配置を促していく。

② 司書の研修の充実

公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれる。

このため、司書がこれらの専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用

者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、録音図書を所有する公立図書館は約 20 %、点字図書等を所有する公立図書館は約 30 %となっている（平成 11 年度文部科学省社会教育調査）。

こうした中で、障害のある子どもについても、施設整備面での配慮、及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等を推進するよう促すとともに、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

① 学校図書館図書整備 5 年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成 14 年度からの 5 年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約 4 千万冊整備することを目指し、新たに、

「学校図書館図書整備5か年計画」を策定したところであり、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年約130億円、総額で約650億円の地方交付税措置が講じられることとされている。今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努める。

また、私立学校についても、図書資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

③ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる蔵書の整備等が可能となる。

学校図書館にコンピュータを整備している公立学校は23.6%であり、そのうちLAN（校内情報通信網）に接続している学校図書館は19.1%となっている。（平成13年3月文部科学省調べ）。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備については、従来より、地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備に努める。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの

活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より、地方交付税措置等による整備が進められており、引き続き整備を促進する。

また、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とネットワーク接続を図ることにより、児童生徒のみならず家庭や地域住民全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索などが可能となる。このため、他校の学校図書館や図書館などと連携して、蔵書等の共同利用化や必要な図書のを越えた相互利用の促進・普及等を図る。

④ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

i 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

そこで、引き続き、司書教諭養成講習を実施し、発令の促進を図る。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について理解を図る。

ii 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、

学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用を更に充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

iii 教職員間の連携

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要である。

このため、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携や理解を促していく。

iv 外部人材による学校図書館活動の支援

学校図書館で、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている学校は 16.3 %となっている（平成 11 年度間文部科学省調べ）。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

⑤ 学校図書館の開放

地域住民に学校図書館を開放している学校は 8.9 %である（平成 11 年度間文部科学省調べ）。学校週 5 日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められている。このため、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、各地域において適切に学校図書館の開放が進むよう促していく。

ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。

また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

3 図書館間協力等の推進

(1) 図書館間等の連携・協力

ア 子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校図書館とが連携・協力を行うことが重要である。

このため、図書館の図書の学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

イ また、図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施等の取組を促していく。

ウ さらに、

- 公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する
- 保健所・保健センターで実施される健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する
- 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動（いわゆるブックスタート活動）を実施するなど、図書館と様々な機関との連携・協力の推進を促していく。

(2) 図書館と大学図書館の連携・協力

大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行っており、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。

さらに、従来行われていた公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出しはもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等において全館種を対象とした図書館協力が想定されている。図書館・学校図書館には、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

4 啓発広報等

(1) 啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものである。

そこで、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等との連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の作成・配布などにより、全国的な啓発広報を推進する。

イ 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組などに関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、インターネット上の文部科学省のホームページに子どもの読書活動の推進に関する専用のページを設けて関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報

を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

(2) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

ア 子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

イ 児童図書の作り手の創作意欲を高め、児童図書の質的・量的充実を図るため、児童文学の分野において優れた業績を挙げた者を顕彰し、その創作活動の奨励と振興を図る。

(3) 優良な図書の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係府省間相互の密接な連携を図るとともに

に、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携を更に深め、方策の効果的な推進を図る。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

地方公共団体において、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

(3) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

地方公共団体間における各種情報の交換等を促進するため、地方公共団体間において、都道府県・市町村それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備が推進されるよう促していく。

特に、市町村は、身近な地方公共団体として、その役割は重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(4) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

2 財政上の措置

(1) 国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(2) 国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。